

議事録（書面審議回答書とりまとめ結果）

審議期間

令和4年8月4日（木）～8月18日（木）

書面審議の状況

委員16名から回答があり、協議会の成立を確認しました。  
※審議期間中に辞職申出があり、1名は今回の書面審議に参加されていません。

|          |                |                |       |
|----------|----------------|----------------|-------|
| 被保険者代表   | 黒川 照明<br>松井 道裕 | 大澤 勝江          | 鈴木 忠夫 |
| 被用者保険代表  | 山本 広道          | 笹山 秀彦          |       |
| 保険医薬剤師代表 | 伊藤 直史<br>井澤 英孝 | 高橋 昌久<br>清水比呂志 | 近藤 栄治 |
| 公益代表     | 幸村 的美<br>小澤 尚司 | 梅村 康子<br>藪押 光市 | 阪峯 秀明 |

（敬称略）

会長・会長職務代理者の選任

委員16名が「事務局案に同意する。」と回答されたことにより、以下のとおり決定しました。

|         |          |                              |
|---------|----------|------------------------------|
| 会長      | 幸村 的美 委員 | 公益代表<br>（豊田市社会福祉協議会会長）       |
| 会長職務代理者 | 梅村 康子 委員 | 公益代表<br>（豊田市民生委員児童委員協議会副理事長） |

資料 2～8 ページ

【協議事項 1】令和 5 年度豊田市国民健康保険税率等について

ご意見・ご質問等

No.1

委 員

豊田市の国民健康保険の現状を初めて知った。今後、運営協議会において、令和 5 年度の保険税率等について、慎重に審議していきたい。

No.2

委 員

委員の委嘱を受けた直後で、国民健康保険の運営状況等について資料説明を受けたが、理解できていない部分も多々あった。  
税率については、他市町村との比較や現運営状況から、緩和措置を講じながら税率を上げることも適切と考える。

事務局

No.1・2

加入者の皆様には、国民健康保険の財政事情を心配せずに保険証を使っ  
ていただき、なるべく保険税負担は抑えられるよう努力しているところ  
ですが、国民健康保険は性質上、もともと低所得者や高齢者が多く財政  
基盤がぜい弱なことに加え、都道府県単位化の影響で納付金の負担が増  
している状況です。今後も保険税率の引上げを検討せざるを得ない状況  
が続くと想定し、昨年度までにいただいた答申を踏まえ、十分な議論を  
行っていただけるよう努めてまいります。【国保年金課】

No.3

委 員

①コロナ禍やロシアのウクライナ進攻等により経済成長が望めない状況  
の中で、高齢化の進展や感染症や生活習慣病の増加等に伴う医療費の  
増加が予測される。このことにより、保険税の市民の負担は増加して  
おり、保険税の収納率低下、滞納世帯の増加等が懸念されるところで  
ある。

豊田市税率は他の中核市及び市町村標準保険料率と比較しても低い状  
況にあるが、令和 3 年度の答申を基本とし、基金を活用した豊田市独  
自の激変緩和措置をお願いしたい。

事務局

①現状では豊田市の保険税率は、県内でも比較的低い水準と言えます。  
しかしながら、No.1・2 の回答に加え、委員ご指摘の社会情勢の影響  
及び議論が進められている保険税率の県内統一によって、豊田市の納  
付金の負担は一層増加することが懸念されます。納付金の負担増に対  
応するため、保険税率の引上げは避けられない状況と言わざるを得ま  
せんが、保険税率の引上げを行う場合にも、豊田市独自の激変緩和措  
置を講じて、急激な負担増とならないことを目指します。

【国保年金課】

委員

②モデル世帯での税額シミュレーションについて、70歳の夫婦のシミュレーションを見せていただきたい。介護保険料等を控除後の可処分金額（収入）はどのようになるのか。

事務局

②下表のとおり、税額シミュレーションをお示しします。

それぞれのケースについて、介護保険料の金額を表示しています。

なお、介護保険料の他に、所得税や市・県民税などの他税目の納税が必要な場合がありますが、これらは個別の状況により金額が異なり試算が困難です。可処分金額を見込む際の参考としてください。

| 70歳夫婦世帯                                          | 豊田市税率<br>での試算 ① | 市町村<br>標準保険料率<br>での試算 ② | 都道府県<br>標準保険料率<br>での試算 ③ | 【参考(※)】<br>介護保険料             |
|--------------------------------------------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 世帯主年金収入 100 万円<br>(年金所得 0 円)<br>※低所得世帯の軽減: 7 割   | 28,200 円        | 29,500 円                | 31,900 円                 | 世帯主 19,800 円<br>配偶者 19,800 円 |
| 世帯主年金収入 200 万円<br>(年金所得 90 万円)<br>※低所得世帯の軽減: 5 割 | 83,000 円        | 90,600 円                | 94,600 円                 | 世帯主 72,600 円<br>配偶者 56,100 円 |
| 世帯主年金収入 300 万円<br>(年金所得 190 万円)<br>※低所得世帯の軽減: なし | 206,600 円       | 227,700 円               | 235,900 円                | 世帯主 82,500 円<br>配偶者 56,100 円 |

#### No.4

委員

3ページの「2 令和5年度保険税率の見直しを検討する上での今後の主な論点」に、「将来的に保険税率の急激な引上げにならないように配慮するためには、段階的に本来集めるべき保険税水準に近づける必要がある。」とあるが、これについては、もっともだと考える。

しかしながら、労働者の厚生年金への適用が拡大されていくことを鑑みれば、国保財政が悪化するリスクは益々大きくなると考えられ、「本来集めるべき保険税水準」との差が広がることはあっても縮まることはないのではと考えてしまう。

このような現状知り得る環境変化を反映した数年先までの収支見通しや均衡保険税の試算はされているか。

事務局

国民健康保険の財政運営に関しては、被保険者数や医療費、保険税による税収など、変動要因が数多くあり、数年先を見通すことは非常に困難です。

しかし、特に保険税率の引上げを進める際には、必要な引上げを確実に行いながらも、急激な負担増を避けるために見通しを立てることは重要であると考えています。今回の会議資料4ページに「(1) 豊田市国民健康保険財政の中長期の見通し」として令和3年度末時点での想定概略を掲載しておりますので、参考にご覧ください。【国保年金課】

**No.5****委 員**

年々医療費が増大していくので、その対策が急務なことが理解できる。社会福祉のサービスを十分に受けられる事も必要と考える。高所得者からは保険税率を高めても理解が得られるのではないかと思います。

**事務局**

ご指摘のとおり、医療費は、医療の高度化や高齢化の進展によって年々増加しています。必要な医療を必要な時に受けられることは堅持しつつも、レセプト点検や資格の適正化によって医療費の適正化を進めて参ります。

また、保険税率の検討にあたっては、所得に応じた支払い能力や低所得者への配慮など、考慮すべき事項を踏まえたうえで、必要な改定ができるようご意見をいただければと考えています。【国保年金課】

**No.6****委 員**

令和元年度の答申内容である「令和 2～9 年度の 8 年間をかけ緩やかに引上げを実施する」という市独自の激変緩和措置に基づき、令和 2～4 年度の引上げを実施してきたこと、及び昨年度の答申で「中長期の見通しの中間点においては、市独自の激変緩和措置を見直すべきかの検討が必要」という付帯意見を加えた経緯から、少なくとも中間年の令和 5 年度分までについては、従来の方針に沿って進めるべきと考える。

**事務局**

令和元年度から令和 3 年度の答申をもとに、豊田市では市独自の激変緩和措置を講じながら、毎年度の納付金算定の状況をもとに保険税率の引上げを行なってきました。令和 5 年度は、この方針に添って進めることを基本とし、中間年の令和 5 年度には前半の検証を行うとともに、後半における市独自の激変緩和措置の在り方について、検討を行う予定です。【国保年金課】

**資料 9 ページ****【報告事項 1】 令和 3 年度豊田市国民健康保険特別会計の決算見込みについて****ご意見・ご質問等****No.7****委 員**

決算見込みについては、妥当と考える。

**No.8****委 員**

協議事項 1 と同様。赤字補てん分が「0」という事で努力されていることが理解できる。

**事務局**

No.7・8

令和 3 年度は月ごとの医療費の変動が大きく、財政運営が難しい一年となりました。前年度からの繰越金や基金の活用によって赤字補てんを行わずに済みましたが、引き続き歳入確保と歳出抑制に努めてまいります。

【国保年金課】

## 【報告事項 2】令和 4 年度豊田市国民健康保険特別会計の当初予算について

## ご意見・ご質問等

No.9

委員

①当初予算については、妥当と考える。ただし、子育て・育児支援・少子化対策の意味からも出産育児一時金について、医療機関の費用を考慮した額としていただきたい。

事務局

①出産に係る費用の平均額が出産育児一時金を上回っている状況です。現在、国において出産育児一時金に関する見直しが検討されているため、その結果をもって豊田市国保における出産育児一時金の見直しを検討します。【国保年金課】

委員

②保険であるから、必要経費を被保険者で按分して負担することが基本であるが、一般会計からの繰入金について、国保以外の保険者は、その限度額（基準）をどのように考えているか。

事務局

②「必要経費を被保険者で按分して負担することが基本」であることは、国民健康保険が特別会計で財政運営していることからもっともな考え方です。

性質上、財政基盤がぜい弱なことから、法定で行う一般会計からの繰入金もありますが、市町村の裁量で行う法定外の部分につきましては、例えば会社員などが加入する被用者保険からみれば、二重・三重の負担になる（※）という意見があり、極力なくしていく努力が必要と言えます。【国保年金課】

※被用者保険からみた一般会計からの繰入金について

A は本来支払うべきものだが、制度上 B は A に含まれているため二重払いになり、一般会計から法定外の繰入を行うと C も上乗せされ、三重払いとなる。

A：自身の社会保険料

B：自身の社会保険料から前期高齢者交付金として国民健康保険に支払われている金額

C：市県民税を財源に一般会計から国民健康保険に繰り入れる金額

委員

③基本的に、健康保険組合等は事業主：本人＝1/2：1/2 であるが、国保の場合の世帯負担割合はどのようなか。

事務局

国民健康保険には事業主負担はありませんが、代わりに約 1/2 を国・県が負担していますので、世帯負担割合は概ね健康保険組合等と同じと言えます。【国保年金課】

【報告事項 3】第 2 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の取組状況について

ご意見・ご質問等

No.10

委員

特定健診の重要性を引き続き周知徹底させる等の啓発活動を行なってほしい。

事務局

国保加入時のチラシの手渡し、東庁舎 1 階の啓発コーナー、未受診者への勧奨はがきを通じて、今後も特定健診の重要性を周知してまいります。  
【保健部総務課】

No.11

委員

①ジェネリック医薬品は、被保険者の窓口負担も安くなるので、使用割合を 82%以上とし、医師会・薬剤師会に継続して勧奨をお願いしたい。

事務局

①現計画期間については、目標値である 80%の達成に向けジェネリック差額通知などにより推進していきます。次期計画では現計画の達成状況、国の定める目標値などを勘案し、新たな目標値の設定と取り組み内容を検討していきます。【国保年金課】

委員

②国保に加入する前の現役世代にも健康づくりのアプローチが重要だと思うが、特に 50 人未満の産業医のいない企業等への取組があったら教えて欲しい。

事務局

②産業医のいない企業も含め、市内の企業に対する健康づくりの取組として、日常生活に「野菜摂取」と「運動」を取り入れた内容の DVD の貸し出しや、健康づくりの意識向上を目指すシール（図）の配布などを行っています。【保健部総務課】



委員

③特定保健指導未受講者対策について、産業保険のように顔の見える保健師が面接から行うと効果的であると思うが、どのように行っているのか。

事務局

③当市の規模では顔の見える保健師が面接から行うのは難しいと考えております。現在対策として、申込が無かった対象者に対し、保健指導の必要性が十分に伝わるよう保健師等が電話勧奨を行っています。また民間を活用した受講を勧奨する為のイベントを開催する予定で進めており、より多くの対象者に興味を持っていただけるよう工夫しております。【保健部総務課】

## No.12

委 員

①資料は西暦、元号どちらかに統一してください。

事務局

①ご指摘ありがとうございます。年度表記は統一し、より見やすく理解しやすい資料の作成をしていきます。【保健部総務課】

委 員

②14 ページの特定健診で過去 5 年間の受診状況等を分析し、複数のパターンに分けそれぞれに応じた勧奨案内を送付したとあるが、どのようなパターンがあるのか、またそれぞれの受診率をご教示いただきたい。

事務局

②パターンの分け方は次の通りで、カッコ内が受診率です。

㊦過去 3 年間に不定期受診がある人 (58.1%)

㊧過去 3 年間に受診がなく、レセプトがない人 (8.3%)

㊨過去 3 年間に受診がなく、レセプトがある人 (12.9%)

㊩前年に国保に加入した人(31.1%)

特に㊦については、特定健診質問票の 3 つの項目の回答によって勧奨資材を 4 種類に分けて勧奨しています。【保健部総務課】

委 員

③2022 年度の疾病予防教室は、中止することなく全て計画通り実施するのか。また、疾病予防教室とは、15 ページの疾病別健康教室と同じものか。

事務局

③2022（令和 4）年度は現在のところ全て計画通り実施予定です。疾病別健康教室と同様のものになります。【保健部総務課】

## No.13

委 員

コロナ禍により医療機関への受診を控えるようにといった、行き過ぎた報道等により、健診の受診率が低下した。医療機関のほとんどが感染対策を厳密に施行しており、外来受診や健診でクラスターになったことはないはず。健診率の低下により今後疾病の増加が危惧されているので、今後健診受診率を上げる努力が必要と思われる。

事務局

令和 3 年 1 月に協力医療機関に対して、コロナ禍における緊急事態宣言発令中の健診継続をお願いしました。令和 4 年度は未受診者に対する受診勧奨もコロナの発生状況にかかわらず行っております。加えて、市のホームページにおいても感染懸念から受診控えの方に向けて、健診の受診の重要性を啓発しています。今後も折に触れ健診及び早期発見の重要性を P R していきます。【保健部総務課】

## No.14

委 員

薬剤師会としても地域住民の健康のために相談会や講演など役立てられたらと思う。市から薬剤師会に依頼があれば、市内に勤務している薬剤師は必ず協力する。

どういった事ができるかを担当者の方々と薬剤師会で話をしたい。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局   | ご協力のお申し出をいただき、ありがとうございます。国民健康保険を始め、市民の健康づくりにご協力を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いします。【保健部総務課】                                                                                                                                                                                          |
| No.15 |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委 員   | 参考資料の「保険事業の取組内容」を拝見すると、個々の保健事業について目標値を設け、丁寧に実施されているように見受けられる。最終評価に向け、保健事業によって改善させたい健康課題はどのように推移しているかを明確にされると良いのではないかと。<br>また、次期計画に向けては、健康課題を明確にするとともに、県平均や他市町村と比較し、自市の特性を客観的に捉え、施策の優先順位を見直すことで、より一層効果的な保健事業の展開を図る観点から、国保連合会より提供されるデータ等を活用し、国が推進するデータヘルス計画の標準化を検討されてはどうか。 |
| 事務局   | 次期計画策定には、各事業評価を基に健康課題がどのように推移しているかの最終評価や、また他市等と比較しやすい標準化を取り入れる等の検討をしていきます。【保健部総務課】                                                                                                                                                                                       |

## 資料 16～18 ページ

### 【報告事項 4】国民健康保険税の滞納削減に向けた取組について

#### ご意見・ご質問等

|       |                                                                                                                  |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.16 |                                                                                                                  |
| 委 員   | 令和 2 年度より開始された納付催告等の民間委託は、とても良いと思う。今後も効果的な納付催告等に努めてほしい。                                                          |
| 事務局   | 今後も効果的な納付催告の方法を検討し、引き続き滞納削減に努めていきます。【債権管理課】                                                                      |
| No.17 |                                                                                                                  |
| 委 員   | 収納率が少しでも上ることを期待している。                                                                                             |
| 事務局   | 今後も各滞納者の支払能力を正確に見極め、引き続き滞納削減に努めていきます。【債権管理課】                                                                     |
| No.18 |                                                                                                                  |
| 委 員   | 収納率は毎年向上していて、豊田市の努力に感謝する。<br>滞納理由未回答・不明の世帯について、どのようなケースか。                                                        |
| 事務局   | 滞納理由未回答の世帯は、納付約束が成立し、早期の完納が見込まれるため滞納理由を伺わなかったケースです。また、滞納理由不明の世帯は、電話催告や文書催告に反応がなく、滞納理由を聞き取ることができなかったケースです。【債権管理課】 |

**No.19**

**委 員**

①催告は民間へ委託しているとのことだが、委託に際しては、成功報酬としているのか。

**事務局**

①委託費用は契約締結時に年間の金額が決まっているため、成功報酬としていません。ただし、年度当初に架電件数や文書催告件数などの年間目標値を設定し、定期的に進捗管理を行っています。【債権管理課】

**委 員**

②国保の性質上、病気による失業者等、経済的な弱者が多いと思われるが、納税の猶予の対象となるための基準はあるのか。将来的に納税できると見込まれる者が対象となるのか。また、対象とならなかった場合、その者に対してどのように対応しているのか。

**事務局**

②納税猶予となる要件については、以下のとおりです。以下の要件に該当し、1年以内で合理的かつ妥当な金額での分納計画が立つ場合に猶予の対象となります。猶予の対象とならない場合のうち、財産が十分にある場合や、納付困難な状況を示す資料を提出していただけない場合は、期限内の納付をお願いしています。それでも納付がされない場合は、財産状況を調査し、財産があれば差押、無ければ滞納処分の執行停止を検討します。

【徴収猶予】以下の事由に該当し、それが納税者の責めに帰すことができない場合に申請可能。

- ア 災害や盗難等により納付困難
- イ 病気や負傷により納付困難
- ウ 事業の廃止または休止により納付困難
- エ 事業の著しい損失により納付困難
- オ 法定納期限から1年を経過した日以後に税額が確定した徴収金 ※原則納期限までに申請が必要
- カ 1～4号に類する納付困難  
(例) 勤務先を退職し、仕事がなく納付困難  
給与が半分以上減少し、納付困難

【申請換価】納期限から6か月以内で、納税に対して誠実な意思を有すると認められ、以下の事由に該当する場合に申請可能。

- ア 一時に納付することにより、事業の継続が困難
- イ 一時に納付することにより、生活の維持が困難

【職権換価】納税に対して誠実な意思を有すると認められ、以下の事由に該当する場合に適用可能。

- ア 一時に納付することにより、事業の継続が困難
- イ 一時に納付することにより、生活の維持が困難

【債権管理課】

**No.20**

委 員

滞納削減に努力されている事がよく分かった。

事務局

今後も各滞納者の支払能力を正確に見極め、引き続き滞納削減に努めていきます。【債権管理課】

**No.21**

委 員

現年度収納率が着実に向上していることは努力の成果であると思う。

民間委託による効果について、収納率への寄与がどれくらい（％）であったのか、分かれば示されるとよいのでは。

事務局

民間委託による効果について、収納率にどの程度寄与しているかを算出することはできませんが、現年度収納率の向上のために、今後も効果的な催告の実施をしていきます。【債権管理課】

**資料 19～22 ページ**

**【報告事項 5】 その他改正等について**

**ご意見・ご質問等**

**No.22**

委 員

その他改正等について、出産育児一時金について現況を教えてください。

事務局

令和 3 年度における現状は以下のとおりです。

- ・ 出産育児一時金支給決定者数 192 人
- ・ 出産費用が出産育児一時金の 42 万円を上回っている人数 156 人
- ・ 出産費用平均額 約 51 万円（産科医療補償制度掛金、室料含む）

【国保年金課】